

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月19日

桑名市長 伊藤 徳 宇

桑名市規則第13号

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例施行規則の一部を改正する規則

桑名市モーテル類似旅館建築規制条例施行規則（平成16年桑名市規則第151号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第10号中「しゃへい物」を「遮蔽物」に改める。

第4条第1項中「下表」を「次」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、第6条の要件に該当する建築物については、「近隣住民への説明関係書類」の図書を添付することを要しない。

第4条第1項の表に次のように加える。

旅館業許可申請書の写し	旅館業許可申請書の写し一式
-------------	---------------

第4条第3項から第5項までを削る。

第5条中「様式第4号」を「様式第2号」に改める。

第15条を第16条とし、第10条から第14条までを1条ずつ繰り下げる。

第9条中「様式第9号」を「様式第7号」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「様式第8号」を「様式第6号」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「様式第7号」を「様式第5号」に改め、同条を第8条とする。

第6条第1項中「様式第5号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

（審査会の意見聴取の特例）

第6条 条例第6条第2項ただし書の規則で定める要件は、届出に係る建築物が第1号又は第2号のいずれかに該当し、かつ、第3号に該当することとする。

(1) 一般的なホテル・旅館等の場合 次に掲げる要件の全てを満たすもの

ア 宿泊者の受付を行う場所（以下「フロント」という。）が、次のいずれかの構造であること。

ただし、旅館業における衛生等管理要領（平成12年12月15日生衛発第1811号厚生省生活衛生局長通知）等に基づき、ICT機器等の活用により宿泊者の本人確認及び出入りの確認を行う場合にあっては、この限りでない。

(ア) 玄関から容易に見通すことができること。

(イ) 玄関からフロントに至る経路が明確であり、かつ、当該経路及びフロントが壁、扉、衝立その他これらに類するものにより遮蔽されていないこと。

イ 宿泊者の利用に供するロビー、食堂、ラウンジその他これらに類する共用部分（廊下、階段、エレベーターホールその他主として通行の用に供する部分を除く。）の床面積が、30平方メートル以上であること。

(2) 一棟貸し等の小規模施設の場合 客室の総数が1室以下であるもの

(3) 第3条第10号から第13号までに掲げる構造及び設備を有していないこと。

様式第2号及び様式第3号を削る。

様式第4号を様式第2号とする。

様式第5号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第3号とする。

様式第6号中「第6条関係」を「第7条関係」に改め、同様式を様式第4号とする。

様式第7号中「第7条関係」を「第8条関係」に改め、同様式を様式第5号とする。

様式第8号中「第8条関係」を「第9条関係」に改め、同様式を様式第6号とする。

様式第9号中「第9条関係」を「第10条関係」に改め、同様式を様式第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。